 変更前 変更後 I. ピッチ公認規則並びに基準の概要 2017 年 7 月 13 日以降に検査を受けるピッチは、ガイドブック第 6 版 (2012 年版)・検査を変にするピッチは、ガイドブック第 6 版 (2012 年版)・検査を変にマニアル第 5 版(2012 年版)・検査を変にマニアル第 5 版(2012 年版)・検査を変にマニアル第 5 版(2012 年版)・検査を変にマニアル第 5 版(2012 年版)・校査を変にマニアル第 5 版(2012 年版)・校査を変にマニアル第 5 版(2012 年版)・校査を変にマニアル第 5 版(2012 年版)・校査を変になどし、2018 年 4 月 1 日以降に検査を受けるピッチは、本ガイドブック 2017 年版の基準値を当まったすこととし、2018 年 4 月 1 日以降に検査を受けるピッチは、本ガイドブック 2017 年版の基準値を当まったすこととします。 第 13 条(更新公認の有効期間と更新公認利 2022 年版の基準値を当まったすこととします。 第 13 条(更新公認の有効期間と更新公認利 30 の 2022 年版の基準値を当まったすこととします。 第 13 条(更新公認の有効期間と更新公認利 30 の 2022 年版の基準値を当まっすこととします。 第 13 条(更新公認の有効期間と更新公認利 30 の 2022 年版の基準値を当まっすこととします。 第 13 条(更新公認の有効期間と更新公認利 30 の 2022 年版の基準値を当まっす。 (2 更新公認の自分とする、なお、人工芝の全面張替による更新(新規) 36 の 月 10万円(別途消費税) 月 (新規) 2する。 「全面張替による更新(新規) 36 の 月 10万円(別途消費税) 月 新(1 回目) 36 の 月 10万円(別途消費税) 月 東 新(1 回目) 36 の 月 10万円(別途消費税) 月 東 新(2 回目) 24 の 月 6万円(別途消費税) 以降更新(3 回目) 12 の 月 3万円(別途消費税) 以降更新(3 回目) 12 の 月 3万円(別途消費税) 以降更新(3 回目) 12 の 月 3万円(別途消費税) まず (かないことを確認し、製品検査完了証が発行されている組合せの製品であれば可能とする。 第 15 条(ショックパッドの再利用について) ピッチ改修時に既設のショックパッドを再利用する際は、著しい劣化がないことを確認し、製品検査完了証が発行されている組合せの製品であれば可能とする。 第 17 条(公式試合の実施) 「リチム公認のフタバイル人工芝ビッチ」での公式試合の実施について大会・試合の開催について大会・試合の開催について大会・試合の開催について大会・試合の開催について大会・試合の開催について大会・試合の開催について大会・試合の開催について大会・試合の関係について大会・試合の関係について大会・試合の実施について大会・試合の開催について大会・試合の関係を受けるピッチは、クロに検討を受けるといのでは、対域を受けるといのでは、対域を受けるといのでは、対域を対域を受けるといのでは、対域を受けるといのでは、対域を対域を受けるといのでは、対域を受けるといのでは、対域を受けるといのでは、対域を受けるといのでは、対域を受けるといのでは、対域を受けるといのでは、対域を受けるといのでは、対域を受けるといるでは、対域を受けるといのでは、対域を受けるといのでは、対域を受けるといのでは、対域を受けるといるでは、対域を受けるといのでは、対域を受けるといいのでは、対域を受けるといのでは、対域を受けるといるといのでは、対域を対域を対域を対域を対域を対域を受けるといのでは、対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対			(決議)資料 4
2017 年 7 月 13 日以降に検査を受けるピッチは、ガイドブック第 6 版 (2012 年版)・検査実施マニュアル第 5 版(2012 年版)・技工・大・アック 2017 年版の基準値のいずれかを満たすこととし、2018 年 4 月 1 日以降に検査を受けるピッチは、本ガイドブック 2022 年版の基準値を満たすこととします。 第 13 条(更新公認の有効期間と更新公認料) ① 更新有効期間は以下の通りとする。なお、公認施設の人工芝の全面張替に除して公認期間は、新たな公認証の発行を受けた日より36 カ月 (新規)とする。 [全面張替による更新(新規)36 カ月 10万円(別途消費税)] 更新(1 回目)36 カ月 10万円(別途消費税)] 更新(1 回目)36 カ月 10万円(別途消費税) 再更新(2 回目)24 カ月 6万円(別途消費税) 以降更新(3 回目)12 カ月 3万円(別途消費税) 以降更新(3 回目)12 カ月 3万円(別途消費税) 以降更新(3 回目)12 カ月 3万円(別途消費税) ドリン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン	変更前	変更後	
(2012 年版)・検査実施マニュアル第 5 版(2012 年版)または本ガイドブック 2017 年版の基準値のいずれかを満たすこととし、2018 年 4 月 1 日以降に検査を受けるビッチは、本ガイドブック 2017 年版の基準値を満たすこととします。 第 13 条(更新公認の有効期間と更新公認料) ① 更新有効期間は以下の通りとする。なお、公認施設の人工芝の全面張替に際して公認期間は、新たな公認証の発行を受けた日より 36 カ月 (新規)とする。 [全面張替による更新(新規) 36 カ月 10万円(別途消費税) 再 更 新(1 回目) 36 カ月 10万円(別途消費税) 再 更 新(2 回目) 24 カ月 6万円(別途消費税) 以降更新(3 回目) 12 カ月 3万円(別途消費税) 以降更新(3 回目) 12 カ月 3万円(別途消費税) 以降更新(3 回目) 12 カ月 3万円(別途消費税) 以降更新(3 回目) 12 カタ 3万円(別途消費税) 以降更新(3 回目) 12 カタ 3万円(別途消費税) 以降更新(3 回目) 12 カタ 3万円(別途消費税) 第 15 条[ショックパッドの再利用について] ビッチ改修時に既設のショックパッドを再利用する際は、著しい劣化がないことを確認し、製品検査完了証の発行された組合せの製品であれば可能とする。 第 17 条[公式試合の実施] 第 17 条[公式試合の実施] 第 17 条[公式試合の実施]	Ⅱ. ピッチ公認規則並びに基準の概要	Ⅱ. ピッチ公認規則並びに基準の概要	
ック 2017 年版の基準値のいずれかを満たすこととし、2018 年 4 月 1 日 以降に検査を受けるピッチは、本ガイドブック 2017 年版の基準値を満たすこととします。 第 13 条[更新公認の有効期間と更新公認料] ① 更新有効期間は以下の通りとする。なお、公認施設の人工芝の全面張替に深して公認期間は、新たな公認証の発行を受けた日より 36 カ月 (新規)とする。 [全面張替による更新(新規) 36 カ月 10万円(別途消費税) 再 更 新(2 回目) 24 カ月 6万円(別途消費税) 即降更新(3 回目) 12 カ月 3万円(別途消費税) 以降更新(3 回目) 12 カ月 3万円(別途消費税) 第 15 条(ショックパッドの再利用について) ビッチ改修時に既設のショックパッドを再利用する際は、著しい劣化がないことを確認し、製品検査完了証の発行された組合せの製品であれば可能とする。 第 17 条[公式試合の実施] ック 2017 年版の基準値のいずれかを満たすこととし、2018 年 4 月 1 日以降に検査を受けるビッチは、本ガイドブック 2022 年版の基準値を満たすこととします。 第 13 条[更新公認の有効期間と更新公認料] ② 更新有効期間は以下の通りとする。なお、人工芝の全面張替による更新の追加・修正全直張替による更新(新規) 36 カ月 10万円(別途消費税) 東 新 (1 回目) 36 カ月 10万円(別途消費税) 東 新 (2 回目) 24 カ月 6万円(別途消費税) 第 15 条(ショックパッドの再利用について) ビッチ改修時に既設のショックパッドを再利用する際は、著しい劣化がないことを確認し、製品検査完了証が発行されている組合せの製品であれば可能とする。 第 17 条[公式試合の実施] 第 17 条[公式試合の実施]	2017 年 7 月 13 日以降に検査を受けるピッチは、ガイドブック第 6 版	2017年7月13日以降に検査を受けるピッチは、ガイドブック第6版	年号の更新
以降に検査を受けるピッチは、本ガイドブック 2017 年版の基準値を満たすこととします。 第 13 条(更新公認の有効期間と更新公認料) ① 更新有効期間は以下の通りとする。なお、公認施設の人工芝の全面張替に際して公認期間は、新たな公認証の発行を受けた日より36 カ月(新規)とする。 [全面張替による更新(新規)36 カ月 10万円(別途消費税)] 更新(1回目)36 カ月 10万円(別途消費税)	(2012 年版)・検査実施マニュアル第 5 版(2012 年版)または本ガイドブ	(2012年版)・検査実施マニュアル第5版(2012年版)または本ガイドブ	
** 第 13 条(更新公認の有効期間と更新公認料) (② 更新有効期間は以下の通りとする。なお、公認施設の人工芝の全面張替に除して公認期間は、新たな公認証の発行を受けた日より36 カ月(新規)とする。 (② 全面張替による更新(新規)36 カ月 10万円(別途消費税) (② 更新有効期間は以下の通りとする。なお、人工芝の全面張替による更新(新規)36 カ月 10万円(別途消費税) (② 更新有効期間は以下の通りとする。なお、人工芝の全面張替による更新(新規)36 カ月 10万円(別途消費税) (② 更新有効期間は以下の通りとする。なお、人工芝の全面張替による更新(新規)36 カ月 10万円(別途消費税) (② 更新有効期間は以下の通りとする。なお、人工芝の全面張替による更新(新規)36 カ月 10万円(別途消費税) (② 更新の公認期間は、新たに公認証の発行を受けた日より36 カ月 (新規)とする。 (② 全面張替による更新(新規)36 カ月 10万円(別途消費税) (② 更新(10目)36 カ月 10万円(別途消費税) (② 更新(10目)36 カ月 10万円(別途消費税) (② 更新の公認利間に入口に対象消費税) (② 更新有効期間と更新公認料) (② 更新の公認料では、新き箇所の追加・修正 新き箇所の追加・修正 がないことを確認し、製品検査完了証が発行されている組合せの製品であれば可能とする。 (② 第 17 条(公式試合の実施) (② 第 17 条(公式試合の実施)	ック2017年版の基準値のいずれかを満たすこととし、2018年4月1日	ック 2017 年版の基準値のいずれかを満たすこととし、2018 年 4 月 1	
第 13 条(更新公認の有効期間と更新公認料] ① 更新有効期間は以下の通りとする。なお、公認施設の人工芝の全	以降に検査を受けるピッチは、本ガイドブック 2017 年版の基準値を満	日以降に検査を受けるピッチは、本ガイドブック 2022 年版の基準値	
① 更新有効期間は以下の通りとする。なお、公認施設の人工芝の全面張替に除して公認期間は、新たな公認証の発行を受けた日より 36 カ月(新規)とする。 (全面張替による更新(新規) 36 カ月 10万円(別途消費税)] 更 新(1 回目) 36 カ月 10万円(別途消費税)	たすこととします。	を満たすこととします。	
面張替に際して公認期間は、新たな公認証の発行を受けた日より 36 カ月(新規)とする。 [全面張替による更新(新規)36 カ月 10万円(別途消費税)] 更 新(1 回目)36 カ月 10万円(別途消費税) 再 更 新(2 回目)24 カ月 6万円(別途消費税) 以降更新(3 回目)12 カ月 3万円(別途消費税) 以降更新(3 回目)12 カ月 3万円(別途消費税) 第 15 条[ショックパッドの再利用について] ピッチ改修時に既設のショックパッドを再利用する際は、著しい劣化がないことを確認し、製品検査完了証の発行された組合せの製品であれば可能とする。 第 17 条[公式試合の実施] あ	第 13 条〔更新公認の有効期間と更新公認料〕	第 13 条〔更新公認の有効期間と更新公認料〕	
36 カ月(新規)とする。 [全面張替による更新(新規)36 カ月 10万円(別途消費税)] 更 新(1 回目)36 カ月 10万円(別途消費税) 再 更 新(2 回目)24 カ月 6万円(別途消費税) 以降更新(3 回目)12 カ月 3万円(別途消費税) 以降更新(3 回目)12 カ月 3万円(別途消費税) ピッチ改修時に既設のショックパッドの再利用について] ピッチ改修時に既設のショックパッドを再利用する際は、著しい劣化がないことを確認し、製品検査完了証の発行された組合せの製品であれば可能とする。 第 17 条[公式試合の実施] 月 (新規)とする。 [全面張替による更新(新規)36 カ月 10万円(別途消費税) 再 更 新(1 回目)36 カ月 10万円(別途消費税) 再 更 新(2 回目)24 カ月 6万円(別途消費税) 以降更新(3 回目)12 カ月 3万円(別途消費税) 第 15 条[ショックパッドの再利用について] ピッチ改修時に既設のショックパッドを再利用する際は、著しい劣 たがないことを確認し、製品検査完了証が発行されている組合せの製品であれば可能とする。 第 17 条[公式試合の実施]	① 更新有効期間は以下の通りとする。なお、公認施設の人工芝の全	② 更新有効期間は以下の通りとする。なお、人工芝の全面張替によ	公認施設を削除
[全面張替による更新(新規) 36 カ月 10万円(別途消費税)] 更 新(1 回目) 36 カ月 10万円(別途消費税) 再 更 新(2 回目) 24 カ月 6万円(別途消費税) 以降更新(3 回目) 12 カ月 3万円(別途消費税) 第 15 条[ショックパッドの再利用について] ピッチ改修時に既設のショックパッドを再利用する際は、著しい劣化がないことを確認し、製品検査完了証の発行された組合せの製品であれば可能とする。 第 17 条[公式試合の実施] 第 17 条[公式試合の実施] 第 17 条[公式試合の実施]	面張替に際して公認期間は、新たな公認証の発行を受けた日より	る更新の公認期間は、新たに公認証の発行を受けた日より36カ	赤字箇所の追加・修正
更 新(1回目)36カ月 10万円(別途消費税) 再 更 新(2回目)24カ月 6万円(別途消費税) 以降更新(3回目)12カ月 3万円(別途消費税) 以降更新(3回目)12カ月 3万円(別途消費税) 以降更新(3回目)12カ月 3万円(別途消費税) 第 15 条[ショックパッドの再利用について] ピッチ改修時に既設のショックパッドを再利用する際は、著しい劣化がないことを確認し、製品検査完了証の発行された組合せの製品であれば可能とする。 第 17 条[公式試合の実施] 第 17 条[公式試合の実施] 第 17 条[公式試合の実施]	36 カ月(新規)とする。	月(新規)とする。	
再 更 新(2 回目)24 カ月 6万円(別途消費税) 以降更新(3 回目)12 カ月 3万円(別途消費税) 第 15 条[ショックパッドの再利用について] ピッチ改修時に既設のショックパッドを再利用する際は、著しい劣化 がないことを確認し、製品検査完了証の発行された組合せの製品であれば可能とする。 第 17 条[公式試合の実施] 再 更 新(2 回目)24 カ月 6万円(別途消費税) 以降更新(3 回目)12 カ月 3万円(別途消費税) 第 15 条[ショックパッドの再利用について] ピッチ改修時に既設のショックパッドを再利用する際は、著しい劣 化がないことを確認し、製品検査完了証が発行されている組合せの製品であれば可能とする。 第 17 条[公式試合の実施]	[全面張替による更新(新規)36カ月 10万円(別途消費税)]	[全面張替による更新(新規)36カ月 10万円(別途消費税)]	
以降更新(3 回目)12 カ月 3万円(別途消費税) 第 15 条[ショックパッドの再利用について] ピッチ改修時に既設のショックパッドを再利用する際は、著しい劣化 がないことを確認し、製品検査完了証の発行された組合せの製品であれば可能とする。 第 17 条[公式試合の実施] 以降更新(3 回目)12 カ月 3万円(別途消費税) 第 15 条[ショックパッドの再利用について] ピッチ改修時に既設のショックパッドを再利用する際は、著しい劣 化がないことを確認し、製品検査完了証が発行されている組合せの製品であれば可能とする。 第 17 条[公式試合の実施]	更 新(1回目)36カ月 10万円(別途消費税)	更 新(1回目)36カ月 10万円(別途消費税)	
 第 15 条[ショックパッドの再利用について] ピッチ改修時に既設のショックパッドを再利用する際は、著しい劣化がないことを確認し、製品検査完了証の発行された組合せの製品であれば可能とする。 第 15 条[ショックパッドの再利用について] ピッチ改修時に既設のショックパッドを再利用する際は、著しい劣化がないことを確認し、製品検査完了証が発行されている組合せの製品であれば可能とする。 第 17 条[公式試合の実施] 第 17 条[公式試合の実施] 	再 更 新(2回目)24カ月 6万円(別途消費税)	再 更 新(2回目)24カ月 6万円(別途消費税)	
ピッチ改修時に既設のショックパッドを再利用する際は、著しい劣化 がないことを確認し、製品検査完了証の発行された組合せの製品であれば可能とする。	以降更新(3回目)12カ月 3万円(別途消費税)	以降更新(3回目)12カ月 3万円(別途消費税)	
がないことを確認し、製品検査完了証の発行された組合せの製品であれば可能とする。化がないことを確認し、製品検査完了証が発行されている組合せの 製品であれば可能とする。第 17 条[公式試合の実施]第 17 条[公式試合の実施]	第 15 条〔ショックパッドの再利用について〕	第 15 条〔ショックパッドの再利用について〕	
れば可能とする。 製品であれば可能とする。 第 17 条[公式試合の実施] 第 17 条[公式試合の実施]	ピッチ改修時に既設のショックパッドを再利用する際は、著しい劣化	ピッチ改修時に既設のショックパッドを再利用する際は、著しい劣	│ │ 赤字箇所の追加・修正
第 17 条[公式試合の実施] 第 17 条[公式試合の実施]	がないことを確認し、製品検査完了証の発行された組合せの製品であ	化がないことを確認し、製品検査完了証 <mark>が</mark> 発行されて <mark>いる</mark> 組合せの	
	れば可能とする。	製品であれば可能とする。	
「JFA 公認ロングパイル人工芝ピッチ」での公式試合の実施につい 「JFA 公認ロングパイル人工芝ピッチ」での公式試合の実施につい 大会・試合の開催について	第 17 条[公式試合の実施]	第 17 条[公式試合の実施]	
	「JFA 公認ロングパイル人工芝ピッチ」での公式試合の実施につい	「JFA公認ロングパイル人工芝ピッチ」での公式試合の実施につい	 大会・試合の開催について
ては別途定めるところによる。 ては大会主催者が定めるものとする。 は主催者側の設定であるこ	ては別途定めるところによる。	ては大会主催者が定めるものとする。	は主催者側の設定であるこ
とを明記。あわせて記載して			
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			

変更前	変更後	
第 19 条[違反の効果]	第 19 条[違反の効果]	
① 施設所有者が本規則に違反した場合には、本協会は当該施設所有者に対し、指導勧告、警告、公表措置、本協会の公式試合の会場指定取り消し、公認の全部又は一部取消の措置をとることができる。	② 施設所有者が本規則に違反した場合には、本協会は当該施設所有者に対し、指導勧告、警告、公表措置、公認取消の措置をとることができる。	第 17 条の変更に伴い、公 式試合についての記述を 削除 公認取り消しの箇所を修正 (赤字箇所)
<手続き>	<申請の流れ>	項目名の変更
①申請者は下記書類を本協会へ提出する。	① 申請者は下記書類を本協会へ提出する。	
・ JFA ロングパイル人工芝製品検査申請書(様式 1)	・ JFA ロングパイル人工芝製品検査申請書(様式 1)	
・ロングパイル人工芝製品仕様(様式 2)	・ロングパイル人工芝製品仕様(様式 2)	
・ 登記簿謄本(外国企業の場合はこれに準ずる公的書類)	・ 登記簿謄本(外国企業の場合はこれに準ずる公的書類)	
申請者は検査対象人工芝サンプル(1m×1m 2枚)、ショックパッド(使用の場合のみ、1m×1m 1枚)、充填物を指定検査期間へ提出する	 ② 申請者は申請書類提出後、下記のサンプルを指定検査期間へ提出する ・検査対象人工芝サンプル(1m×1m 2枚) ・ショックパッド(使用の場合のみ、1m×1m 1枚) ・充填物 	項目立てに変更
②指定検査機関より本協会に「製品検査完了証明書」を発行する。	③ <mark>検査完了後、</mark> 指定検査機関より本協会に「製品検査完了証明書」 を発行する。	追加(赤字箇所)
③本協会より、指定検査機関発行の「製品検査完了証明書」と本協 会発行の「製品検査完了証」を添えて検査結果を通知する。	④ 本協会より、指定検査機関発行の「製品検査完了証明書」と本協会発行の「製品検査完了証」を添えて検査結果を申請者へ通知する。	追加(赤字箇所)

注「製品検査完了証明書」又は「製品検査完了証」が JFA 公認であるとの解釈にはなりません。

Ⅲ-ii. 公認申請の手順

<手順>

- ①施設所有者は下記書類を本協会へ提出する。
- · JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書(様式3)
- · 製品検査完了証明書(写)
- · JFA ロングパイル人工芝製品検査完了証(写)
- ・工程表(人工芝敷設を含む)
- ・人工芝ピッチ平面図
- ②本協会より指定検査機関へ通知する。施設所有者は指定検査機関と試験に関する調整を行う。
- ③ 指定検査機関は『検査完了証明書』を発行。
- ④本協会は申請者へ『検査終了通知』を送付する。
- ⑤本協会より『JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認証』を発行する。
- ⑥申請者は公認料の納付を行う。

Ⅲ-iii. 公認更新申請の手順

※「製品検査完了証明書」又は「製品検査完了証」がJFA公認である との解釈にはなりません。

※「製品検査完了証」の掲載は固くお断りいたします。

Ⅲ-ii.ピッチ公認申請の手順

<申請手順>※新規公認の場合

- ① 施設所有者は下記書類を本協会へ提出する。
- ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書(様式3)
- · 製品検査完了証明書(写)
- · JFA ロングパイル人工芝製品検査完了証(写)
- ・工程表(人工芝敷設を含む)
- ・人工芝ピッチ平面図
- ② 本協会より指定検査機関へ通知する。
- ③ 施設所有者は指定検査機関と試験に関する日程調整を行う。
- ④ 指定検査機関は検査終了後、『検査完了証明書』をもって本協会へ報告する。
- ⑤ 本協会は申請者へ『検査結果通知』を送付する。
- ⑥ 本協会は、基準を満たしたピッチの申請者に対し、『JFA ロン グパイル人工芝ピッチ公認証』を発行する。
- ⑦ 申請者は指定の期日までに公認料の納付を行う。

Ⅲ-iii. ピッチ公認更新申請の手順

掲載禁止を追加

項目の修正(赤字筒所)

追加(赤字箇所)

追加(赤字箇所)

追加(赤字箇所)

追加(赤字箇所) 追加(赤字箇所)

追加(赤字筒所)

追加(赤字箇所)

<公認更新の手続き>

- ①申請者は「JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認更新申請書」を日本 サッカー協会へ提出する。
 - ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書[様式3(1/4)]
 - ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ修繕工事報告書(様式 4)
 - ・ 人工芝所有者アンケート(実施する場合 JFA より別途送付)
 - 注1) 公認証は公益財団法人日本サッカー協会 理事会の承認 後に発行
 - 注2) 公認の更新期間開始日は公認期限の翌日からとする。

・下記検査費用例はあくまで一例です。希望に応じて指定検査機関か ら検査費用の見積書を発行しますので、詳細は指定検査機関へご確 認ください。

(参考記載)

(JFA ロングパイル人工芝を使用する競技会)

<公認更新の手続き>

削除

- ①申請者は公認期間終了の90日前までに下記書類を本協会へ 提出する。
- ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書[様式3(1/4)]
- JFA ロングパイル人工芝ピッチ修繕工事報告書(様式 4) *修 繕がない場合も提出が必要
- ※ 敷設人工芝張替えなしの更新の場合、公認期間開始日は公認期 記号の変更 限の翌日からとする。
- ※ 第 13 条に基づき、人工芝の全面張替による更新の公認期間は、 追加(赤字箇所) 新たに公認証の発行を受けた日より36カ月とする。

・下記検査費用例はあくまで一例です。希望に応じて指定検査機関か │追加(赤字箇所) ら検査費用の見積書を発行いたします。詳細は指定検査機関へお問 い合わせください。

追加(赤字筒所)

第17条の文言追加により、

大会名削除